

令和7年度 物品等入札結果一覧 (9月分)



2025年09月02日 09時06分

入札見積履歴

案件番号 2508142321700672792

調達整理番号 133

案件名称 マイナンバーカード出張申請サポート事業

予定価格 2,102,650 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.09.02 09:06

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000558208	名鉄観光サービス株式会社 中部営業本部	<u>978,400円</u>		
2	2004690801	株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業本部 中部法人営業グループ	<u>1,347,390円</u>		
3	2000686701	株式会社日本旅行 愛知法人営業部	<u>1,582,308円</u>		
4	2006296602	株式会社NTTマーケティングアクトProCX	辞退		
5	2005246601	株式会社JTB 名古屋事業部	辞退		

戻る

業務委託契約書

1 業務名 江南市マイナンバーカード出張申請サポート業務

2 委託期間 自 契約日の翌日
至 令和 7年12月26日

3 委託料金 1,076,240円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 97,840円)

4 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者名鉄観光サービス株式会社中部営業本部との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年9月5日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
名鉄観光サービス株式会社
中部営業本部

取締役 中部営業本部長 富田 孝信



2025年09月02日 09時17分

入札見積履歴

案件番号 2508212321700673606

調達整理番号 134

案件名称 ファイリングシステム機器借上一式

予定価格 525,200 円(税抜き)

最新更新日時 2025.09.02 09:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルリユーション株式会社 中部支店	521,000円		
2	2006444300	ジャパンシステム株式会社	辞退		
3	2001008602	日本電子計算株式会社 名古屋支店	辞退		
4	2000721301	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	辞退		
5	2000600401	株式会社JECC	辞退		

戻る

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社中部支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項によりファイリングシステム機器借上一式(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和13年12月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金573,100円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金52,100円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は別紙明細書のとおりとする。

(装置の設置場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和7年12月27日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項についてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するとき。

(2) 装置を第7条に定める設置場所から移転するとき。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(契約不適合)

第11条 装置が契約不適合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第12条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第13条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による3か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第2条の規定により、72か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第19条第2項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第14条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第15条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第16条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第17条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第18条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第19条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の

業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 貸付人は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」

という。) がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害 (不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。) 又は不当要求 (金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。) を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第25条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年9月3日

借受人：江南市赤童子町大堀90番地

江 南 市

市 長 澤田 和延

貸付人：名古屋市中区錦一丁目17番1号

NECキャピタルソリューション株式会社

中部支店

中部支店長 菅木 裕一郎



2025年09月04日 09時09分

入札見積履歴

案件番号 2508072321700672223

調達整理番号 135

案件名称 自動体外式除細動器(AED)

予定価格 1,019,600円(税抜き)

最新更新日時 2025.09.04 09:09

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000547001	日本船舶薬品株式会社 名古屋支店	971,660円		
2	2000462600	平岩器械株式会社	992,000円		
3	2000555500	株式会社名古屋医理科商会	1,040,000円		
4	2000404600	株式会社三輪器械	1,080,000円		
5	2000406702	協和医科器械株式会社 小牧支店	辞退		

戻る

売買契約書

1 品名及び規格、品質

(1) 品 名 自動体外式除細動器 (AED)

(2) 規格、品質 別添仕様書のとおり

(3) 数 量 1器

2 契約金額 金 1,068,826円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 97,166円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和7年11月27日(木)

5 納入場所 江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防署

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と日本船舶薬品株式会社名古屋支店（以下「受注者」という。）との間に別添約款により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 9 月 8 日

発注者 江南市

市長 澤 田 禾口 邦正

受注者 住 所 名古屋市東区葵2丁目11番19号

氏 名 日本船舶薬品株式会社

名古屋支店 支店長

高 見 矢口 史

入札執行調書

執行年月日 令和7年9月18日

物品名	災害用備蓄毛布			
納入場所	避難所に指定された施設に設置されている防災倉庫			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
内外物産株式会社	3344,000			
共立防災工事株式会社	3800,000			
株式会社ライフ	3256,000			
イナザワ防災株式会社	3168,000			
株式会社三陽商会 江南支店	3080,000			落札

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

売・買・契・約・書

1 品質及び規格、品質

- (1) 品名 災害用備蓄毛布
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 別紙仕様書のとおり

2 契約金額 金 3,388,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 308,000 円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和8年2月20日(金)

5 納入場所 避難所に指定された施設に設置されている防災倉庫

上記の物件の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と 株式会社三陽商会 江南支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年9月19日

発注者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受注者 江南市古知野町宮裏77番地
株式会社三陽商会 江南支店
支店長 吉田 智生

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年9月19日 午前9時00分				
物 件 名	資源ごみ売払い（紙類）				
引渡場所	買受人の作業所				
氏 名	見積総金額	新聞紙	ダンボール	牛乳パック	摘要
一宮紙原料株式会社	4,094,818	28.1	17.5	29.8	
有限会社江南紙原料	1,562,120	10.0	8.0	8.0	
株式会社小牧宮崎	4,984,920	32.0	24.0	38.0	⑨
福田三商株式会社	4,059,020	27.0	19.0	25.0	
株式会社パックス	3,078,210	18.5	18.0	10.0	
株式会社紙資源名古屋	3,921,740	27.0	19.0	13.0	

※ 消費税及び地方消費税を含まない。

※ 総金額の一番高い業者と単価契約を結ぶ。（入札単価計算書を参照）

売買契約書

- 1 物品名 資源ごみ（紙類）
2 引渡場所 小牧市元町三丁目 150 番地 株式会社小牧宮崎
3 契約期間 自 令和7年10月1日
至 令和8年3月31日
4 契約単価 新聞紙 1kg当り 35.2円
ダンボール 1kg当り 26.4円
牛乳パック 1kg当り 38.5円

契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

5 契約保証金 免除

上記の資源ごみについて、売渡人江南市と買受人 株式会社小牧宮崎 との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年9月22日

売渡人 江南市
市長 澤田 和延

買受人 小牧市元町三丁目 150 番地
株式会社小牧宮崎
代表取締役 梅田 慎也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年9月19日 午前10時00分			
物 件 名	空き缶(アルミ、スチール)売扱い			
引渡場所	買受人の作業所			
氏 名	見積総金額	アルミ缶	スチール缶	摘要
株式会社サンポー	483,0510	190.0	31.0	
ヤマショ一金属株式会社	4597,500	180.0	30.0	
小牧金属株式会社	2,200,180	80.0	18.0	
丸ア金属株式会社	5,096,000	205.0	30.0	◎

※ 消費税及び地方消費税を含まない。

※ 総金額の一番高い業者と単価契約を結ぶ。(入札単価計算書を参照)

売買契約書

- 1 物品名 空き缶(アルミ、スチール) 売払い
2 引渡場所 一宮市明地字下柳之内 78番地1
(丸ア金属株式会社)
3 契約期間 自 令和7年10月1日
至 令和8年3月31日
4 契約単価 アルミ缶 1kg当たり金225.5円
スチール缶 1kg当たり金 33.0円
契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。
5 契約保証金 免除

上記の資源ごみについて、売渡人江南市と買受人 丸ア金属株式会社との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 9月22日

売渡人 江南市
市長 澤田 和延

買受人 一宮市明地字下柳之内 78番地1
丸ア金属株式会社
代表取締役 東 建志